

職員の懲戒処分の公表について

北部上北広域事務組合職員の交通事故等に係る懲戒処分に関する規程第4条に基づき下記のとおり処分を行いましたので、北部上北広域事務組合職員に対する懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

記

1. 処分日 令和元年10月3日

2. 処分概要

(1) 所属 六ヶ所消防署
(2) 職名 (階級) 消防士

(3) 年齢 25歳

(4) 性別 男性

(5) 処分内容 被処分者 減給 10分の1 (1月)
管理監督者処分
消防署長及び消防長 文書による嚴重注意

(6) 事案概要及び処分理由

平成31年4月28日(日)東北自動車道岩手県花巻市石鳥谷町付近上り車線において制限速度120km/h区間を171km/hで走行し自動車速度違反取締装置で撮影されており、令和元年5月29日(水)岩手県警察本部高速道路交通警察隊より51km/hの速度超過があった旨本人へ伝えられ発覚したものである。

今回の事案は、ほかの高速道路を利用する方も巻き込み兼ねない重大な事故に繋がるおそれのある危険運転に該当するもので、当組合の懲戒処分に関する規定に基づく処分量定としたものである。

3. 消防長から

消防職員として、法令遵守をする立場でありながらこのような交通違反行為を起こしたことは誠に遺憾であります。

今後このようなことを起こすことのないよう交通法規の遵守及び自動車事故等の防止について指導徹底を図り、住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。